

政令第 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年四月一日とする。

理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。